

I 事業計画大綱

1. 基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的団体として、住民がお互いに支え合い、安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、住民の主体的参加と行政並びに自治組織、関係団体、社会福祉法人との協働による『おだがいさまのまちづくり』を推進します。

2. 基本方針

鶴岡市社協の根幹である地域福祉の推進体制、介護保険事業等福祉サービス推進体制の検討、見直し、及び各事業経営の分析、課題整理を行いながら社会福祉法人として円滑で強固な組織体制と組織運営を目指します。

地域共生社会¹の実現に向けて「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として、住民の具体的な地域課題、生活課題を受け止め、地域福祉推進部門、高齢・障がい等相談支援部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれの機能が有機的、総合的につながり、個別支援（見守り、生活困窮、ひきこもり、高齢者・障がい者・児童に対する虐待）と地域支援に取り組む社協（総合支援型社協）を継続して目指します。

3. 重点事業

（1）法人運営の充実・強化

社会福祉法人として「発展・強化計画（第3期）」（3年次）に基づき、法人運営の課題を整理し将来を見通した経営（組織体制、財務基盤、人財育成）のあり方、方向性を更に検討します。また、事務局移転にともない法人運営部門、地域福祉推進部門それぞれの市民サービスが低下しないように努めます。

（2）地域福祉活動の推進

行政、住民自治組織、福祉関係団体、社会福祉法人と連動しながら、第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」（3年次）、及び各福祉センターにおける「地域支え合いプラン」に基づいた地域福祉活動の推進に取り組みます。また、重層的支援体制整備事業²（市委託）については、モデル地区による取組を踏まえながら、更に推進します。

¹ 地域共生社会：「地域共生社会」の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え。

² 重層的支援体制整備事業：対象者の属性を問わず、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を越えた包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくる事業。

事務局の一部移転により、鶴岡市総合保健福祉センター（ここ♥ふる）に残る地域福祉課、生活支援課、鶴岡市ボランティアセンター、鶴岡市障害者相談支援センターの連携を一層密にしながら個別支援、地域支援に取り組みます。

（３）生活支援事業の推進

判断能力に不安がある方の福祉サービス利用や日常的な金銭管理等の支援、財産管理や身上監護³の成年後見等の支援に努めます。同時に、鶴岡市委託事業として成年後見制度利用促進のための体制整備に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による支援資金借受世帯について、償還指導や生活状況を把握し、借受世帯の生活の安定につながるよう支援するために、新たに県社協からの委託事業（貸付相談支援員の配置）に取り組みます。

（４）高齢者福祉、障がい者福祉事業の充実

「第三期鶴岡市社協事業経営計画」（3年次）に示された、基本的な視点と重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。同時に、新規事業として通所介護事業（通所型サービスA）及び生活介護事業等の運営を開始し、更なるサービスの充実に努めます。

令和6年度の介護保険サービス、障害福祉サービスの報酬改定を見据え、情報収集に努めながら、各事業の経営状況の把握、分析を行い安定した事業運営について検討、見直しを進めます。

（５）児童福祉事業の充実

「第三期鶴岡市社協事業経営計画」（3年次）に示された、重点課題に基づいた取組を計画的に進めます。また、関係機関との連携を密にしながら各支援の質の向上や事業間の連携強化を図ります。

保育園の運営について園児数の増減等を考慮し、保育園の運営体制のあり方について検討を行います。また、学童保育所の登録児童の増加にともない、鶴岡市担当課と連動しながら当該施設への対応を計画的に進めます。

³ 身上監護：後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。